## 生類憐み政策と西鶴木

て、まず記しておきたい。ということばでなく、生類憐み政策という題名をかかげた点についるその表現をみようとするものである。一般に耳馴れた生類憐み令この稿は、生類憐み政策の検討を主題とし、とくに西鶴本におけ

もともと生類憐み令という単独の幕法が存在するわけではない。もともと生類憐愍の政策を問題とされていたのである。大館右喜店は早く、栗田元次氏によって、入牢者の処遇改善策に至るまでの旨に立つ幕法、これと密着した諸施策というのもあるわけで、この旨に立つ幕法、これと密着した諸施策というのもあるわけで、この点は早く、栗田元次氏によって、入牢者の処遇改善策に至るまでの点は早く、栗田元次氏によって、入牢者の処遇改善策に至るまでの点はすでに生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首肯氏の近業が「生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首肯氏の近業が「生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首肯氏の近業が「生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首肯氏の近業が「生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首肯氏の近業が「生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首片とない。

う理解では、どうも中野犬小屋に端的に表現されるややエキセントり大きな関心が払われてはいないように思われる。生類憐み令といったにもかかわらず、近年の研究状況では、生類憐み政策にはあま右はただことばの問題ではない。栗田氏のような仕事が早くにあ

ば、網吉そのひとの心理なり病理なりが問題であっても、歴史研究上の偶発事であるといった印象がつきまとう。果してそ う で あ れであって、さればこそ綱吉の死去とともに廃棄された、いわば歴史が大きくはたらくと理解される。それは専側君主の気まぐれの所産リックな犬愛護令が強く意識され、その動機として綱吉個人の嗜好リックな犬愛護令が強く意識され、その動機として綱吉個人の嗜好

の関心の薄さは、そんな点に一因があろうかと考える。

の対象にとりあげるだけの関心をよびおこしにくい。近年の研究者

ても、前代にもその萠芽をもち、後代にも部分的には継承されたもなたがって綱吉個人の好みが政策に大きく反映した。生類憐み政策をおい。生類憐み令として一群の幕法ないし施策を他と区別して孤さまざまな影響を及ぼさずにはおかないはずであり、その検討は、た数多くの重要な幕令も、それ自体の成立事情についての検討は、た数多くの重要な幕令も、それ自体の成立事情についての検討は、ために網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくしりに網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくしりに網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくしりに網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくしかに網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくしかに網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくしかに網吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくした数多くの重要な幕令も、それ自体の成立事情についての検討はほんど意味をなさないことになる。むろんそれが正しいわけではあるまい。生類憐み令として一群の幕法ないし施策を他と区別して独特の政策を表しての性格を強くもち、しれらでも、前代にもその萌芽をもあった。

塚

本

学

「生類憐み令」が、ひろく歴史研究者以外にも知られた事実であらなのである。 いから、上類憐み政策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み政策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み政策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み政策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み政策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み敬策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み敬策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み敬策として、一七、八世紀の歴史過程のなどしてでなく、生類憐み令」が、ひろく歴史研究者以外にも知られた事実であり、しから、から、いる、とは、研究史のにこだわる理由であり、小稿は、そうした意図にたっての仕事のつにこだわる理由であり、小稿は、そうした意図にたっての仕事のつにこだわる理由であり、小稿は、そうした意図にたっての仕事のつにこだわる理由であり、小稿は、そうした意図にたっての仕事のつにとば、研究史り、しから、とは、一般に対している。

匹とって、かれらの感する当代の社会や思潮とかけ離れたものでなというのは、『定本西範全集』また『西鶴年諸考証』の判断にしたがえば西鶴の作品の意味である。ただ森銑三氏は、右で西鶴の作品の四点や意識を問題にするのであれば、一般に西鶴作品と信ぜられているもくむとし、氏の主張によれば、一般に西鶴作品と信ぜられているもくむとし、氏の主張によれば、一般に西鶴作品と信ぜられているもとされたものは、一四鶴自体の作品、白西鶴となんの関係もないものが西鶴に模して作った模擬西鶴作品の三種をふくむとし、氏の主張によれば、一般に西鶴作品と信ぜられているもののごく多くが、右の口にふくまれることになる。私自身、対立する。森氏説にしたがっても、口に分類された諸作品を、ここでの考察の資料から除外するわけにはいかない。西鶴個人の作品の三種をふと、なかろうと、その刊行期に多くの読者を得、その内容は、読者をの資料から除外するわけにはいかない。西鶴個人の作品の三種をふと、なかろうと、その刊行期に多くの読者を得、その内容は、読者をの資料から除外するわけにはいかない。西鶴個人の作品のである。本氏説にしたが、右の対域というに関係を表表して、かれたものである。本氏説にして、かれたものである。本氏説は、一般に関係のでは、である。とこで西鶴本というないは、「大きない」というには、大きない。

考える上での一素材にもなり得るのではなかろうか。 汎な社会的役割を明らかにすることにもなろうし、西鶴本の性格― **う。また全体としての生類憐み政策の展開が、西鶴本の時間的な性** れはこの政策に対する反対者層についてのひとつの展望を与えよう か。西鶴本のなかに生類憐み政策への批判がみられるとすれば、そ した作品かに疑問があるもの、の両者をふくむ意味になる。 西鶴そのひとの作品か西鶴門弟ないし交友の作品で西鶴自身も関与 は留意しよう。そこで、本稿で、西鶴本とは、西鶴個人の作品と、 とする数編は、資料として利用する面が少ないが、利用にあたって それは当然本稿の対象から除かれる—『椀久一世の物語』をはじめ 品であることを認められなかった『真実伊勢物語』などをふくみ、 には『定本西鶴全集』に収録されながらその編者によっても西鶴作 ―認めてよいはずである。そして森氏のいう闫グループーこのなか との連続性も―個人の著作群における連続性とは区別されるにせよ の口グループなのだから、氏によれば少数の円西鶴そのひとの作品 で、西鶴そのひとも幾分か製作に関与しているというのが、 没後遠くない時期に刊行さ れ、西鶴の門弟の主として作る とこ ろ かったことで資料としての意味をもつ。そして西鶴の生存期ないし 前記の事情から西鶴そのひとの思想や意識というのでなくても―を 格の差に影響を与えていることが認められれば、生類憐み政策の広 し、また西鶴本そのものの性格を考察する上でも意味をもつであろ そうした西鶴本のなかで生類憐み政策は、どう表現されている

\_

の関係を考察しておかねばならない。生類憐み政策の展開期と西鶴本諸作刊行期―可能なら作製期―と

て、近年の提議にもこたえながら、みてゆくことにしたい。 生類憐み政策は、ふつう貞享二年にはじまり同四年に強化された と みられ、とくに四年に至っての本格化を重視する見解を定説とみ たいようである。ただ近年この定説の再検討を提議するうごきがある。私の理解では、それは生類憐み政策を孤立して扱うことへの している。綱吉であれ隆光であれ個人の恣意に発する偶発事とみる たら、そのいおば崩芽期はかなりさかのぼるであろう。個人的な恣意 たら、そのいおば崩芽期はかなりさかのぼるであろうし、これと始 ある。私の理解では、それは生類憐み政策を孤立して扱うことへの ある。私の理解では、それは生類憐み政策を孤立して扱うことへの ある。私の理解では、それは生類憐み政策を強力となると、そのいわば崩芽期はかなりさかのぼるであろうし、これと始 あいま 大変であるのだから、以下この政策の主要な面のそれぞれについ 政策を大受護令にだけひきつけて解するような感覚を離れての検討 が必要であるのだから、以下この政策の主要な面のそれぞれについ なら、そのは、とくに四年に強化された とみられ、とくに四年に至いて、近年の提議にもこれたとながら、みてゆくことにしたい。

画的に犬を殺したものであるに対し、あやまっての犬殺傷処分例でるところに発している。氏の説がそのままには成立しないことは他るところに発している。氏の説がそのままには成立しないことは他られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必られ、それらは幕法を継受したものであるが、貞享四年三月二一日付の処理と初見とする殺犬者処分例があるが、貞享四年三月二一日付の処理を初見とする殺犬者処分例があるが、貞享四年三月二一日付の処理を初見とする殺犬者処分例があるが、貞享四年三月二一日付の処理を初見とする殺犬者処分例があるが、貞享四年三月二一日付の処理に応じている。大を殺したいる。大を殺したいる。

れるのであって、この点では林氏の指摘は生きるであろう。はあるにせよ、犬を殺すことの禁令がこれよりも遠く さ か の ぼっはあるにせよ、犬を殺すことの禁令がこれよりも遠く さ か の ぼっ類憐み政策の本格化とみる見解は生きるのである。ただ、性格に差索等を命じた 連続する 二法令(『武家厳制録』三九三・三九四)を生索等を命じた 連続する 二法令(『武家厳制録』三九三・三九四)を生索等を命じた 連続する 二法令(『武家厳制録』三九三・三九四)を生索等を命じた 連続する 二法令(『武家厳制録』三九三・三九四)を生なるに、それなりの理があったことのであって、天和二年と貞享四年との間で犬愛護策の画期があったこと

上でも必要となるのであり、この検討は後に記す。上でも必要となるのであり、この検討は後に記す。『徳川 実 紀』に、生類憐み政策の開題が、幕藩関係においても、また鷹場周辺のない。鷹場をめぐる問題が、幕藩関係においても、また鷹場周辺のない。鷹場をめぐる問題が、幕藩関係においても、また鷹場周辺のない。鷹場をめぐる問題が、幕藩関係においても、また鷹場周辺のない。鷹場をめぐる問題が、幕藩関係においても、また鷹場周辺のは、ともに論証を要せぬ事実としてよいであろう。綱吉政権下に鷹場が廃されていく過程の検討が、生類憐み政策の開始を鷹場制度に関係づけて考察するこ上でも必要となるのであり、この検討は後に記す。

よっても、生類あわれみ政策の一環と意識されていた。可仕候」の文言を冒頭においているように、これは当時の権力者に、万令へ『御当家令条』四七一)が、「生類あハれみの志、弥専要に、下月令へ『御当家令条』四七一)が、「生類あハれみの志、弥専要に、市人ので、諸・鹿・狼害に対する鉄砲使用制規のひとつ元禄二年、対策の規制という面が大きな意味をもったと考えられる。そして、対策の規制という面が大きな意味をもったと考えられる。そして、対策の規制という面が大きな意味をもったと考えられる。そして、対策の規制という面が大きな意味をもったと考えられる。

る。ここでもその要点を関係する範囲であげておく。徳川政権の鉄戦、政策のこの面の展開過程は、私が前に小論を発表したこ とが あ

例を全国にひろげたものと解することができる。 戦成』二五二五)が伝達されてからになった。その内容は関東での際の施行は貞享四年一二月諸領主の鉄砲改め請替式(『御触得寛保改の、『御当家令条』四六九)に発展する。ただし鉄砲査検作業の実関東の地において整えられていき、貞享三年四月に至って全国鉄砲強化(『御触得寛保集成』二七五五・二七五八・二五二一~三)のなかで強化(『御触得寛保集成』二七五五・二七五八・二五二一~三)のなかで強化(『御触得寛保集成』二七五五・二七五八・二五二一~三)のなかで強化(『御無得寛保集成』二七五五・二七五八・二五二十~三)のなかで強化(『御無書覧保集成』二七五五・二七五八・二五二十~三十)のなができる。

る。そしてまた同年四月「惣て生類人々慈悲之心を本 と い た し、崎 が見落されかねないが、こ れ は奉公人周旋宿で の病人等を も意識 〇)ことや、生類憐みは動物愛護令という先入観から「人宿」の語 成』二二五六)。同年四月、十二月と病馬を捨て た者への処分例を示 はごくみかね可申候間」左様なばあいは町奉行・御代官・道中奉行 多分活字化されてない史料だが、貞享三年四月付御目付中宛覚に、 して、その励行を厳命している(『御当家令条』四八四・四八九・四九 人宿又は牛馬宿其外ニも生類煩重り候得は、いまた不死内ニ捨候様 とあるのも、同様な例にあげてよかろう。そして同四年正月「惣て 戸中辻番心得(『御触哲覧保集成』ニーハー・ニーハ三)のなかに「江戸 し、その点で行路病者介抱令とも通じるものと解するこ と が でき ニ粗相聞候」として、これを厳禁し、あわせて「身体かろき者は、 向後堅可為停止」として介抱を命じたものをあげることができる。 中往還之輩於道路頻煩出し、又ハ酒に酔行留候節、町送りに仕義、 九年二月に出、天和三年二月に整備された条々中にもふくまれる江 ぬ役割をもった。行路病者の手当令につながるものとしては、寛文 「御堀へ人之儀は不及申、鳥獣之類落候共随分はやく取上可申候」 地頭のいずれかへ訴えよとの口上之覚が出されたへ『御触書覧保集 第四に、捨子・捨牛馬の禁とまた行路病者の手当令が、少なから

> 西を示す。 あハれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あハれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でむすばれる五か条の覚へ『御当家令条』四あいれミ候後、肝要事」でいたわりを命じたが言いたが言いた。

策の実体的な内容をなしたであろう。 処置などもふくめて、犬愛護令よりも捨馬禁令の方が、生類憐み政たいが、捨牛馬禁令の役割も大きい。おそらく農村では、放れ馬の捨子禁令が諸藩で励行されていったことについては別稿を用意し

諸事かたつまらさる様に心得可申候」とする。政策は「志」を問題を言う。での行為を不心得とし、「生類あっれみの志を肝要に仕、なりを告めた。「御当家令条」四八六)で、犬愛護令の型式的違犯などして、直接あらわれる効果よりも、むしろ人間精神の変革を意体として、直接あらわれる効果よりも、むしろ人間精神の変革を意体として、直接あらわれる効果よりも、むしろ人間精神の変革を意いのできる。だがあるのも事実である。だがもっと重要なのは、この政策が全に反響の大きさを考えて、あげてみたものである。だが以上でこのし反響の大きさを考えて、あげてみたものである。政策は「志」を問題したが表に、と類響の大きさを考えて、あげてみたものである。政策は「志」を問題したがある。政策は「志」を問題といる。

にこそ、専制君主の性格が強く表現されているのである。にこそ、専制君主の性格が強く表現されているのである。それは広く公布された法令以外でいちじるしい。にこそ、専制君主の性格が強く表現されているのである。それは広く公布された法令以外でいちじるしい。とする。「畢竟、仁ハ人の本心に候所に、年来風俗不仁に有之故、慈醇り可申虫」も「成たけは損し不申様に」、「損候を憐む心」を尊重度り可申虫」も「成たけは損し不申様に」、「損候を憐む心」を尊重度り可申虫」も「成たけは損し不申様に」、「損候を憐む心」を尊重度り可申虫」も「成たけは損し不申様に」、「担候を憐む心」を尊重度りです。というの形は、やむをえぬ殺生活を事にしているのである。それは広く公布された法令以外でいちじるしい。とするのである。それは広く公布された法令以外でいちじるしい。

> のだったからでもあろう。 のだったからでもあろう。

大量減員があったことはたしかである。なく、他の史料に徴しても明らかであるが、このとき鷹関係役人の伝であることは、配転を貞享また元禄にかける伝もあることだけで

家令条』五一六)が、鷹場側の全面廃止の実現を示す で あろ う。大の鶴」進献のことを記し ている。同 九年十月の鳥見廃止令(『御当』) 騰出し節」についての請書が微され、『徳川実紀』は京都への「騰に実現したのではなく、たとえば同七年九月にも「御取飼之場へ御 献という一種の礼―当代の秩序にも密着した際場制は、早くから手 をきいて同落もこれにならったとする。しかも鷹場制の全廃が即座 きいて箱根から引返したといい、加賀藩では、三卿の鷹場上知の報 る。尾張藩では巣隠献上のため江戸にむかった藩の廳師がこの報を **餌指」を「廃せらるるにより」際匠町・餌指町の改称の記事と、ま 実紀』はその九月十日および同十二日条に、「隰使ふこと」「騾の** とは思えない。もっと大きな変化は、元禄六年以降になる。『徳川 原日記」)とが、『徳川実紀』に伝えられる。前者の削減人員は天 名家から将軍家への巣鴈進献、将軍家から宮中への鷹の鶴などの進 和二年より小規模であり、後者も鷹場制の縮少策ではあっても廃止 ふつう生類憐み令と目される幕令がさかんに出た年前後では、三年 憐み政策の始期を考える上でかなり重要である。そして貞享四年、 た「鴈坊の鷹ことごとく新島へ放しめ らる」こと を記す。出典は 十月の手鷹師等の減と、五年六―七月の鷹を放つのこと(典拠 「鳰 家綱政権期にとくに鷹場縮少策があることを知らないだけに、生類 「日記」であるが、加賀・尾張等諸藩の史料中にも裏付けを見出せ **ミつけられながら、その廃止には年月を要したのである。反面、元** 六年以後の右の例は、この期に生類憐み政策が一段と強化された 綱吉政権成立後早い時期にそうした措置がとられていることは、

> 令の類が、またこの期に目につくのである。 をの類が、またこの期に目につくのである。 をの類が、またこの期に目につくのである。 ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で ととを示す。そして、この期の際関係役人の配転先が犬小屋役人で

検討されねばならない。そしてこの政策が格段に強化されたときが討されればならない。そして一応第二期に入るものは、『武道伝来記』『日本永代蔵』『武家義理物語』『世間胸第用』などの著名な作品は存在しない。と 1 大手のの一段の強化もまた軽視すべきではない(補説参照)。一方西鶴遺作と伝えられる数点を除くと、第三期に入る西鶴本は存在しない。生類憐み政策の表現は、右の判断をふまえて考察されねばならない。生類憐み政策の表現は、右の判断をふまえて考察されねばならない。生類憐み政策の表現は、右の判断をふまえて考察が多いが、貞享四年以後)強化期(元禄六、七年以後)の三期に入り、一方西鶴遺作と伝えられる数点を除くと、第三期に入る西鶴本は存在しない。そして一応第二期に入るものは、『武道伝来記』は存在しない。そして一応第二期に入るものは、『武道伝来記』は存在しない。 とはいえ 一方西鶴遺作と伝えられる数点を除くと、第三期に入る西鶴本は存在しない。 と 1 大手の 1 大手の 1 大手の 2 大手の

ことは、まず無理なのである。は、西鶴役以後で、強化後の政策の反映ないしそれへの批判を見る

有部

生類憐み政策、むしろここでは生類憐み令を、もっとも限定してとれている束縛から脱出することをねがうのだから、ここではその立場をとらている束縛から脱出することをねがうのだから、ここではその立場をとらている束縛から脱出することをねがうのだから、ここではその立場をとらない。

説検討が必要である。気付いた重要なものを左に記す。 生類憐み政策の始期に関しては、なおいくつかの個別法令の発令期の異

る。『徳川禁令考』説は後年の誤解によるものであろう。 は編者の誤解で、あるいは『徳川禁令考』の説にひかれたものかと考え料集一』に、『武家厳制録』を典拠としながら、天和二年正月にかけるの料集一』に、『武家厳制録』を典拠としながら、天和二年正月にかけるの料集一』に、『武家厳制録』を典拠としながら、天和二年正月にかけるの料集一』に、『武家厳制録』を典拠としながら、天和二年正月にかけるのは編者を指てる禁令は、『御触書寛保集成』『御当家令条』

日付にも同文が採録される。同時期史料として尊重さるべき記録ではある年月のもので、ここでもそれによったが、『正宝事録』はなお前年の同月いた貞享四年七月令(『御当家令条』四八六)は、『正宝事録』でもおなじ 車が犬を損じないようにとの注意等を指示し「生類あはれみの志」を説

係から、貞享三年の方が誤記にちがいない。やまって二回に記されたと解される。『御当家令条』や前後の幕令との関が、月日もおなじく、あとがきもほぼ同文である点から、一点の法令があ

『会神藩家世実紀』が延宝八年八月一一日条に「馬之筋延繕之儀御停止」とするのにあたるであろう。『会津藩家世実紀』からその初出を神御入田無之由、御老中様が金寅弥上を「今程生類様の出」とするのにあたるであろう。『会津藩家世実紀』からその初出を不正月二年三月従公儀被仰出候通」とすること、宝永六年正月二〇日条にも、下和三年三月従公儀被仰出候通」とすること、宝永六年正月二〇日条にも「天和三年常態院様御世、生類憐之儀被仰出候通可相守旨改而被仰出」として「天和三年常態院様御世、生類憐之儀被仰出とすること、宝永六年正月二〇日条にも「天和三年常態院様御世、生類憐之儀被仰出」とすること、また貞享元年六月七日条には、会津藩からの巣鷹献上を「今程生類憐之事被仰出候節ニ行和日条には、会津藩からの巣鷹献上を「今程生類憐之事被仰出候節ニケ河入用無之由、御老中様が御断ニ候間、此以来被相止之」とすることの対のでには重大である。同様でも天和三年三月条には格別の記事がない。天和三年三月の際節大畳減員が後年からみて生類憐み令の開始と判断され、貞享元年の件もこれに伴う措置にすぎないのか。あるいは未知の法令があるのか。しばらく疑問としておきたい。

=

直接の効果を表面に示す面において、西鶴本は素材に乏しい。 にかで考えることにしてあとにまわすが、端的にいって、こうした 別を及ぼしているか。このうち捨子の問題は、「志」を問題にする。直接の効果として、犬愛護、際場縮少―廃止、鉄砲取締り―野る。直接の効果として、犬愛護、際場縮少―廃止、鉄砲取締り―野の区分になる「志」を問題にした点を、さ し あ た り除外して考えの区分になる「志」を問題にした点を、さ し あ た り除外して考えの区分になる「志」を問題にした点を、さ し あ た り除外して考えの区分になる「志」を問題にした点を、さ し あ た り除外して考え

四つの面のうち、捨子問題を別にすると、犬愛護以外の三面は、

修氏の見解が説得力をもつ。 ひきつがれなかったことをふくめて西鶴本の局限性を指摘した松田 すに」という百姓の声が記されている。そうした世界が西鶴本にはやうに稲を上りては、我等は水牢に入れらるゝ歟、妻子を沽却いた したような記事が、西鶴本にほとんど見出せないのは当然といえる界は、あくまでも町方の世界であったのだから、そうした三面に関 物語』ひいて仮名草子類がもっていた社会批判の目が、次の時期に みられないことの意味は、やはり留意しておくべきであり、『浮世 **事」の一話があって、「いかにお雁様、お立ちなされて給はれ。さ** と、問題は私の「ないものねだり」というだけですませるわけには だろう。だが、西鶴本に先行する別の文芸ジャンルを思いあわせる いかない。『浮世物語』に は、たと えば「雁鴨の稲を喰ふ難義の **農村をえがくことがなかったとはいえないにせよ、西鶴本の中心世** いずれも農山村においてきびしい役割をもったものにちがいない。

て脇役ないし点景として登場する犬の頻度は特徴的である。 犬についての西鶴本の記事は、全体としては左程多くない。そし

好色一代男 天和二年上梓

跡より竹杖を引ずるはとがめる犬の為ぞかし。(三一六)

。犬にさんたさせてあそばる ^(六一六)

車屋の黒犬にとがめられて (七一五)

諸艷大鑑 貞享元年上梓

(捨子を)犬も不思儀に喰残してありける(一一一)

。 犬も見しりてとがめぬ程になりて (四一三)

。犬さへ我をかなしみ、宵より友にぬれて (六一二)

。用心の犬まで何疋か…焼飯拵へ先づ犬どもに近寄り …(三一七)

好色五人女 貞享三年上梓

。四辻の犬さへ夢を見し時(二一二)

跡は七十に余りし扉裏姥ひとり、十二三なる新発意を人赤犬ばか り(四一二)

好色一代女 貞事三年上梓

。笹の編戸に犬のくゞり道のあらけなく (一)

本朝二十不孝 - 貞享四年正月刊 (六)。しのびぢにはあらねど犬にとがめられて(六)

。男は犬を釣をればおのれは髪の油を売(1-三) 。舌喰切て骸は山大の物(これは狼か)(1-11)

。 装屋は昔とあれて野犬のふしどとなりぬ(三一一)

男色大鑑 貞享四年正月上梓

。とがめる犬に焼食をあたへ(一一一)

。よもや侍にてはあるまじ、野等大のうまれ替りぞかしと(二一二)

。(薬屋の子)小脇に手飼のちんをいだき(二―四)

。(隠棲の老人)其外にはまだらの陳一疋もてあそび(四―四)

。莵角は今の世間に野等犬の子と金銀のたくさんなる故に万事奢り て物をつかひ侍る(五一二)

。四竹と云事を初て手拍子犬りつ童子迄世に 是を時 花かし (五―

武道伝来記 貞享四年四月上梓

o (侍が夜ばなしをしていると、こたつが動きだす、怪獣と思い仕留めて 得意になったが実は)「日比手飼の犬也」「向後人の首捕刀を止て

犬を切には…」(五一四)

o 栗物の中より利根なる豕(狆)かけ出ける を見れば……あの犬は

。里の境垣に輪穴かけて犬を釣て是を売(ハー三) 敵新四郎が日比秘蔵せしに少しもたがはす(六―二)

日本永代蔵 貞享五年正月上梓

ーニ) 。弁慶が死けると悔むを聞ば特牛程な る黒犬(黒焼にして売る)(二

。……犬釣……人外なる手業(四―四)

犬の句はしばしば見出せる。 はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわい上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわい上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわり上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわります。

片足は野良犬奴に喰はへられ」(一一四)とあるのを、唯一の例外では振袖着て成とも」で、閉門の士に食料を送った念友の使いという咄のなかでの重要不可欠な役割、それもいい役割を犬が演じている。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模擬西額作品もる。だが、ほかには出ない。そのの大れぞれ、点景としても犬はて、ではで、では、大の四の一、「せめる。とのないでは、一人は一足にて埒を明けんと思ひしに、情しやくべる老婆が「我が一代は一足にて埒を明けんと思ひしに、情しやくべる老婆が「我が一代は一足にて埒を明けんと思ひしに、情しやくべる老婆が「我が一代は一足にて埒を明けんと思ひしに、情しやくべる老婆が「我が一人は一足にて埒を明けんと思ひしに、情しやくべる老婆が「我が一人は一足に、特しやいと、「はいいというない」といいといいと思います。

云」とのたとえを引いているのが、無視できない。跛の『俳諧特牛』で「子供が犬をかみ合せるにも黒が勝、白が勝ととするかにみえる。そしてもうひとつ例外をあげれば元禄三年十月

『武道伝来記』(五―四)(六―二)『日本永代蔵』(二―三)また『武道伝来記』(五―四)(六―二)『西鶴名残の友』(五―一)『西鶴俗つれづれ』(五―一)『西鶴名残の友』(五―一)『西鶴俗つれづれ』(五―一)『世間胸算用』(四―一五―一)『本朝桜陰比事』(二―一、三―一)『世間胸算用』(四―一五一一)『本朝桜陰比事』(二―一、三―一)『世間胸算用』(四―一五一一)『本朝桜陰比事』(二―一)『世間胸算用』(四―一名からいうと偶然事のものが多いだろう。だがそれだけにかえって、例外もあるとはいえ、ある時期以後の西鶴本に、犬の登場がほて、例外もあるとはいえ、ある時期以後の西鶴本に、犬の登場がほて、例外もあるとはいえ、ある時期以後の西鶴本に、犬の登場がほて、例外もあるとはいえ、方一一)『西鶴谷式の人に、また偶然的にも登場することを傍証にある。 猫の方はふんだんに、また偶然的にも登場することを傍証にある。 猫の方はふんだんに、また偶然的にも登場することを傍証にある。 猫の方はふんだんに、また偶然的にも登場することを傍証にある。 猫の方はふんだんに、また偶然的にも登場することを傍証にある。 猫の方はふんだんに、また偶然的にも登場することを傍証にある。 これに、大が登場することを傍証にある。 これに、大が登場することを傍証にある。

物語』の二例も、読者には、こんなにしてまで生きていく力という物語』の二例も、読者には、こんなにしてまで生きていく力というない。「大学をもらいうけてこれを焼き、狼の肉と称して売った男のとび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人よび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人よび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人よび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人よび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人よび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人まび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し、神奕中間・山売・人まび・寺々の祠堂銀をかり集めが、「本朝二十不孝」(一一三)『武道伝来とくに注意をひくのは、『本朝二十不孝』(一一三)『武道伝来とくに注意をひくのは、『本朝二十不孝』(一一三)『武道伝来とくに注意をひくのは、『本朝二十不孝』(一一三)『武道伝来

理ではないと考える。

理ではないと考える。

理ではないと考える。

理ではないと考える。

理ではないと考える。

理ではないと考える。

立しないかにみえるのである。 世紀本は筋害を以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋害を以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋害を以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋害を以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋害を以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋害を以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋害を立しないかにみえるのである。

は可能・有効であったのに、それがなされなかったのは、世間の習政策の本格化以後にあっても、犬を適確な小道具として用いることで必要な道具立てであったことは、その多くについて認める。だが犬の登場例は、筋害の上で決定的でなくても、作品を成立たせる上この点、私の考えは、こうである。生類憐み政策の本格化以前の

俗・風潮の反映という点もふくめ、政策の結果としての犬登場例の俗・風潮の反映という点もぶくめ、政策の結果としての犬登場例のありを話題に加えた作品群とくらべてはっきりしたちがいなのであったくなったという。狐猫などを射殺すこと自体、版行当時に罪せみたくなったという。狐猫などを射殺すこと自体、版行当時に罪せみたくなったという。狐猫などを射殺すこと自体、版行当時に罪せみたくなったという。狐猫などを射殺すこと自体、版行当時に罪せみたくなったという。狐猫などを射殺すこと自体、版行当時に罪せらるべきことであったろうが、ここに犬が登場しないのは、やはりがというところまで考えるのは、無理なはなしであろうが、ひとつかというところが、近端などを引きない。

る部分とは反する主張を内包している。あたるとみた。それだけのことだが、これだけでも先行西鶴論のあと、『武家義理物語』以後とが、生類憐み政策本格化以前、以後に以上、犬の登場例か ら西鶴本を分け る と、『日本永代蔵』まで

高尾一彦氏は『武道伝来記』(五一四)の前引の例を、「生類憐高尾一彦氏は『武道伝来記』(五一四)の前引の例を、「生類憐っという暴政をバックにおいてみると」「強烈な政治諷刺」と評価であるう。その成立し難いことは前節補註に記した。『武道伝来記』であるう。その成立し難いことは前節補註に記した。『武道伝来記』であるう。その成立し難いことは前節補註に記した。『武道伝来記』であるう。その成立し難いことは前節補註に記した。『武道伝来記』とがし出せばそうもとれるという程度のものであるはずだとする限でのはなし自体は、西鶴本のなかに政治批判があるはずだとする限でのはなし自体は、西鶴本のなかに政治批判があるはずだとする。氏は貞享三年七月に「生類憐令が再度発令されている」と評価をあげている。これも時間的関係から成立せず、内容的にもとくにとあげている。これも時間的関係から成立せず、内容的にもとくにとあげている。これも時間的関係から成立せず、内容的にもとくにとあげている。これも時間的関係から成立せず、内容的にもとくにとあげている。これも時間的関係から成立せず、内容的にもとくにというない。

地じて西鶴本は、近代・戦前期の日本で、権力者に好まれぬ文芸をあった。そしてそのような権力者が後退し、伏字なしの西鶴本がであった。そしてそのような権力者が後退し、伏字なしの西鶴本がる空気が強まり、また権力者に対する批判・抵抗の資料を求める砂きが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方のきが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方のきが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方のきが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方のきが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方のきが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方のきを感じる。作者の意図、当時の読者の受けとり方を理解するのは、たとえば氏が『好色一代男』での世之介について、「唐犬権兵衛の食客として狭義の無頼の報として描いているのは、西鶴がこの主人公にあまり愛情をもっていない証拠と考え」るとする姿勢とも通じる無理さを感じる。作者の意図、当時の読者の受けとり方を理解するのは、たとえば氏が『好色一代男』での世之介について、「唐犬権兵衛の食客とは、現在の事情は、西鶴本についての見方のというに対した。

## ĮΛ

38、避けたい気持ちをふり切って、いっそ大胆に私見を提示してみる。避けたい気持ちをふり切って、いっそ大胆に私見を提示してみ理解度に大きくかかわり、独りよがりの判断が生じやすい場面であか。文芸はこの点好個の史料であるかにみえるが、反面筆者の文芸か。文芸はこの点好個の史料であるかにみえるが、反面筆者の文芸人民の精神改造を意図した政策は、西鶴本に どう反映し て い る

るを」六角堂に捨子とした。(二一二)。『諸艷大鑑』(好色二代児)のとき、後家にいいよられ「つのればお中おかしく成、程なく生れけなしの西鶴作品『好色一代男』からみよう。主人公世之介十五才の生類憐み政策本格化以前の西鶴本――というよりこれは誰も異存

思儀に喰残して」成長したものと設定される。主人公は、この捨子――ときは慶安四年秋とされる――が「犬も不

男」が世人をひきつけたのは、 うが、そこに罪悪感がなかったとは思えない。そ<br />
して『好色』代 成立しないことは明らかである。そしてそのような生き方にとって 自体はこの一例だけであるが、「生涯を現世的享楽の追求に捧げ」 必然の行為であった。『好色一代男』全体のなかで、捨子のはなし る。ここにも、政策の西鶴本への反映を認めることができる。 好のことばをうけて、子育てを する男、つ まり捨子否定の例であ 悪とする感覚は、おそらく今日より稀薄であったにはちがいなかろ 当時の読者においても、この点似た事情にあったであろう。 白さは平気で子を捨てる男の生き方によるところ大きいのである。 とみる、しかし私は『好色一代男』をやはり面白いと思う、 は、子育てはおよそ両立しえない。 の中に過じ」という主人公の性格を変えれば、この作品がまったく 「一生定まる要なく後嗣とすべき子もない男」「生涯を歓楽と放浪 たてや其子を我じゃとおもふて捨て給るなと息引取まで申せし」要 てあげればただ一例『西鶴織留』(世濃人心)(六-二)。それは「ら た生類憐み政策本格化以前の諸本中であり、以後のものでは、 記事は散見する。『諸艶大鑑』(七―三)『本朝二十不孝』(四―三) する時代の条件でもあったろう。西鶴本には、このほかにも捨子の なかったことが、この背景にあり、それはまた生類憐み政策に先行 た奔放な生き方によった。私はそのように考える。そして、西鶴本 『男色大鑑』(二一一)『武道伝来記』(四一二)と、いずれもこれま 捨子の運命が多く野犬の餌食であり、また捨子そのものが少なく ところで世之介のばあい、かれが子を捨てたのは、作品の設定上 捨子をふくむそうした罪悪感を離れ 私の倫理感覚はむろん捨子を悪 捨子を

える。のこの種の魅力は、後年の西鶴本のもつ魅力とは大いに異なると考

世之介が子供を捨てなかったら、『好色一代男』は成立しない。世之介が子供を捨てない男のくらしも、それなりに魅力をもつ文学にんかし子供を捨てない男のくらしも、それなりに魅力をもつ文学に形象されることを、西鶴本自体が示す。たとえば『西鶴織留』(世形象されることを、西鶴本自体が示す。たとえば『西鶴織留』(世形象されることを、西鶴本自体が示す。たとえば『西鶴織留』(世上のが子供を捨てなかったら、『好色一代男』は成立しない。

の提言である。 のにあっては、右のような男の生き方が、読者に訴 の提言である。 の提言である。

る倫理感をもつ反面、憎悪感を表出することを抑制された現代人とのなど考えた。両書の内容に、右に類する差が認められるか。 『武道伝来記』は凄絶な殺しあいと自害に満ち満ちた物語集である。 全部で三二の話の ほとん ど全部で、登場人物の大部分が殺さる。 全部で三二の話の ほとん ど全部で、登場人物の大部分が殺さる。 全部で三二の話の ほとん ど全部で、登場人物の大部分が殺さる。 方には自殺する。 その殺しのほとんどは、いうならば私闘である。 だが、そこから、そうした武士の愚劣な死を嘲笑・諷刺しもある。 だが、そこから、そうした武士の愚劣な死を嘲笑・諷刺しもある。 だが、そこから、そうした武士の愚劣な死を嘲笑・諷刺しる。 大い は と は 変 表 異 物 語 』である。 両者の刊行 川は、『武道伝来記』と『武家義理物語』である。 両者の刊行

用するかにみえるのである。 田修氏の見解は、『男色大鑑』や『武道伝来記』まではある程度通するところでは、西鶴とくに世之介にかぶき者の精神を見出した松するところでは、西鶴とくに世之介にかぶき者の精神を見出した松む、世之介の世界の魅力とも通じるものであり、当時の西鶴本の読え、一種の羨望を、この世界に感じもすることを告白する。それして、一種の羨望を、この世界に感じもすることを告白する。それ

『武家義理物語』は『男色大鑑』『武道伝来記』の二作の否定から出発し、「時の喧嘩口論、自分の事に一命を捨るは、まことあるら出発し、「時の喧嘩口論、自分の事に一命を捨るは、まことあるら出発し、「時の喧嘩口論、自分の事に一命を捨るは、まことあるら出発し、「時の喧嘩口論、自分の事に一命を捨るは、まことあるら出発し、「時の喧嘩口論、自分の事に一命を捨るは、まことあるら出発し、「年類憐みの志」を説いた政策は、私岡の風の根絶を目ざすをは、また「自分の事に一命を捨る」という島に隠棲したはなしと、大「家中に隠れなき蛇嫌ひ」の武士が嘲弄されても双傷に及ぶことなく、のちに「蛇幾かぎりもなく」という島に隠棲したはなしと、「家中に隠れなき蛇嫌ひ」の武士が嘲弄されても双傷に及ぶことなく、のちに「蛇幾かぎりもなく」という島に隠棲したはなしと、「宝道伝来記」の二作の否定から出発し、「生類憐みの志」を説いた政策は、私岡の風の根絶を目ざすを出発し、「生類憐みの志」を説いた政策は、私岡の風の根絶を目ざすとは、また「自分の事に一命を捨る」生に通じるのである。捨子をは、また「自分の事に一命を捨る」生に通じるのである。

埋る事はやし」(『日本永代蔵』二一五)。また、「仕付たる事を止まるう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさあろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさある。

通じるような哀愁をみることができよう。 通じるような哀愁をみることができよう。 通じるような哀愁をみることができよう。 通じるような哀愁をみることができよう。 通じるような哀愁をみることができよう。 通じるような哀愁をみることができよう。 通じるような哀愁をみることができよう。

これが、この小稿の結論にかわる私の一応の見通しである。
西鶴本にも反映をみせるほどの力を及ぼしたものではなかったか。
で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。

計

- 章第六節にも再説される。 一九二〇)。その 要点は同『江戸時代上』(内外指籍・一九二七)第四一九二〇)。その 要点は同『江戸時代上』(内外指籍・一九二七)第四一九二〇)。 東田元次「犬公方論―生類憐愍令の研究」(『中央史撰』一―一~三
- ② 大館右暮「生類憐愍政策の展開」(『所沢市史研究』第三号・一九七

- 御好意で閲読できた。感謝する。 九)は、この要約に近い。なお右の二文献は、森安彦・飯島于秋両氏の九)。同「生類憐愍政策の波及」(『埼玉県立豊岡高校紀要十一』一九七
- 三上参次『江戸時代史上巻』(冨山房・一九四三)は今世紀初め頃の令を著例とする弊政の開始であり、第十一章第一節全体が「生類憐のの令を著例とする弊政の開始であり、第十一章第一節全体が「生類憐のの令を著例とする弊政の開始であり、第十一章第一節全体が「生類憐のの令を著例とする弊政の開始であり、第十一章第一節全体が「生類憐のの令と其の影響」にあてられる。栗田『江戸時代上』では、第四章文治政治の展開第六節教化の尊重の一項に位置づけられる。大石慎三郎『元禄時代』(岩波・一九七〇)は、二百頁余のうち「生類憐みの令」は二頁余で「綱青後期の政治」の章、「柳沢吉保」の節にふれられるにとどまる。尾藤正英『元禄時代』(小学館・一九七五)も、全体のなかでの「生類憐みの令」への言及部の率はこれに近い。今世紀前半に比べて史家の関心は後退しているといえよう。「生類あわれみ令」ないしこれに大きく関係させて綱吉への研究の乏しさを指摘したものに藤井譲治「元禄宝永期の森令」への言及部の率はこれに近い。今世紀前半に比べて史家の関心は後退しているといえよう。「生類あわれみ令」ないしこれに大きく関係させて綱吉への第十章と第十一章を区分するのは生類憐の令と表情の本のでは、第四章と関係ない、第一章と関係ない、第一章と関係ないの歌を記している。
- 九五〇一一九七〇)

(5)

- (6) 野問光辰『西鶴年諮考証』(中央公論社·一九五二)
- ♡ | 森銑三『西鶴と西鶴本』 ○『森銑三著作集第十巻』中央公論社・一九

- 八)にも同趣旨の記述がある。(一十二)原発表は一九五五年。なお同『井原西勧』(吉川弘文館・一九五
- (8) 後掲高尾一彦氏らの見解註傾がある。
- る。 (1) 註(3)所掲の三上・栗田・尾藤・シャイヴリ諸氏説はすべてそう解し得
- 以 林茜「松波勘十郎搜索3」前掲
- 平凡社・一九七九) 平凡社・一九七九)
- は、註②におなじ
- 七五)の鉄砲改めと村落」(『名古屋大学日本史論集下巻』吉川弘文館・一九の鉄砲改めと村落」(『名古屋大学日本史論集下巻』吉川弘文館・一九徳川林政史研究所・一九七四)。また一部これと重なる が同「網吉政権() 塚本「網吉政権の鉄砲改めについて」(『研究紀要』昭和四八年度・
- (4) 内閣文邱蔵『被仰出留』巻二(請求番号15/18)
- のような点を通じて生類憐み政策と服忌令との関係も注意されてよいったことを、原勝郎「東山時代における一怒紳の生活」(『現代日本思想大系27・歴史の思想』筑摩書房・一九六五―原発表は一九一七)が明想大系27・歴史の思想』筑摩書房・一九六五―原発表は一九一七)が明想大系27・歴史の思想』筑摩書房・一九六五―原発表は一九一七)が明想大系27・歴史の思想』筑摩書房・一九六五―原発表は一九一七)が明想大系27・歴史の思想』筑摩書房・一九六五―原発表は一九一七)が明想大系27・歴史の思想』、京中であるう。
- 等)。 集』国鸖刊行会・一九一五)また新井白石『折たく柴の記』(岩波文庫(集)国鸖刊行会・一九一五)また新井白石『折たく柴の記』(『戸田茂睡全)
- 事はほとんどない。松本領組手代(大庄屋)は、馬の病傷時の措置にとでは、馬の道中での病傷、その死亡の記事がごく多く、犬についての記動 たとえば横山篤美解説『稲邪W『元禄大庄屋日記』(慶友社・一九七四)

- く多忙であったことをよみとれる。
- 前掲『被仰出留』巻三。
- 月、三奉行・大目付への口上。 内閣文邱蔵『仰出之留』(諸求番号四/28)巻二所収元禄一五年十一
- 孫において果す役割の大きさを示唆する。 (『法制史研究』17・法制史学会・一九六七)は、服忌令が幕藩関の追加も両掛にみえる。貞享期を通じて整備、三年四月一応完成とみるの追加も両掛にみえる。貞享期を通じて整備、三年四月一応完成とみるは『御当家令条』五五七、同三年四月改訂のもの係において果す役割の大きさを示唆する。
- 「綱吉政権期の酒造制限令全般については藤井譲治「幕藩制前期の幕令しも平行しないわけである。註回も参照。 しも平行しないわけである。註回も参照。
- 元年一二月(六二九)同三年一二月(六七五)同四年正月(六七六)あ(以上同二年)三九〇(寛文五年)五二六(延宝元年)等を経て、天和四、『正宝事録』九六(承応二年)・一二八(明暦元年)一三〇・一四五
- 経済政策』(御茶の水畵房・一九六一)第六章第一節参照。なお註的参経済政策』(御茶の水畵房・一九六一)第六章第一節参照。なお註的参照。

たりで格段に強化される。

24 『続々群審類従第七』所収。弘化乙巳陽月の序文を付する本である。

(25) 『寛政重修諸家語』新訂版で(巻数―頁数)を記せばつぎの通りであ

景盛(七—二五七)間宮信勝(七—二七三)戸田勝房(一四—三五二) 九月とする)。比留正重一七一一六七)多喜资仁(七一四八) 三六六)小栗某源五左衛門(八一三七〇)間宮元平(七一二五五)間宮 御櫠滅を理由にあげるもの。小栗正利(八―三六七)小栗正重(八― 御鷹廃を理由にあげるもの。天野忠雄(一四―一九七)(ただし二年

戸田正矩(一四一三六三)野辺正及(一〇一二六)

正宜(七一四五)越智吉重(七一四七)他にもまだあるだろう。 神谷直勝(一六—二三六)山中義久(一六—八)沢実武(七—四三)沢 については『加賀藩史料』元禄六年十月二三日条所掲史料による。 に「木僧御巣鷹相止候は元禄六酉十二月」とするのも符合する。加賀藩 して記され(『名古屋遊掛続編9』)、『地方古義』(『同遊掛続編3』) 尾張藩については『鸚鵡館中記』元禄六年九月二七日条に「頃日」と 理由を記さぬがこのとき他に転じたもの。戸田忠之(一四一三五四)

(37)

28 たとえば元禄七年十二月十二日糸。なお『徳川実紀』によれば宝永三 日・十一日の各条にもひきつづき鶴や鴻を進める記事がある。あるいは の鶴をばとどめらる」と する が、宝永四年 八月二七日、九月二日・五 年九月二日条にも禁畏仙洞へ鶴猷の記事があって、「ただし今年より厭 特定藩からの献物を送ったものであろうか。 『越谷市史三史料一』(越谷市役所・一九七三)三三四号。

る (三三五号)。 『越谷市史三史料一』にも同年同月付のこの触の請むが収められてい

七―四一沢実重、七―四四沢奉実、七―五二尾関某甚左衛門。他にもあ るだろう。 『寛政重修諸家贈』一七一一六六比留正房、一七一一二五井口宗貞、

月一三日(『新編一宮市史資料編七』五九)、加賀藩 で 八月付(金沢市 註(6)如の野間前掲掛によると『憲教類典』所収とのこと。尾張器で九

> れられる。総じて生類憐み政策反対の声の高まりも、とくにこれ以後に 立図書館加能越文庫所蔵『江戸表開合書類』巻三所収)にこの趣旨が触 いちじるしいであろう(林前掲書大館前掲論文参照)

| 20 | 児玉幸多・大石慎三郎編『近世農政史料集一』(吉川弘文館・一九六 六) 九八号

『会津藩家世実紀第一巻』(吉川弘文館・一九七五)

り方である。 也」とするのは、鉄砲改め策の影響にちがいないが、その程度のつなが 『西鶴織留』二―一に、鉄炮的を細工した子に、親仁が「売の遠き物

日本古典文学大系『仮名草子集』所収。その三〇六頁以下。

36 (35) 松田修『日本近世文学の成立』(法政大学出版局・一九七二年)第二

部第二章・第三部第一章。原発表は一九六三年以前。

以下西鶴本は『定本西鶴全集』によることをめざしたが、一部『日本

下の刊年は、野間前掲書により、問題になる貞享四十五年は月まで記し

ある。本稿の論旨には、諸刊本の差はかかわらないかと考える。また以 古典文学大系』『岩波文庫』および『日本古典全集』によったところが

88 野間前掲書によると貞享三年十一月述作、四年正月刊行と推定され

る。 は ここに列挙されているような行動の禁止を強化するのが生類憐み政策 生類憐み政策とを整合的に理解する道をひらくヒントになるのかもしれ て價捨の質物」が、これらとならべられるすがたが、註四の質地規程と の趣旨であったかもしれない。捨子禁令の強化など。もしかすると「工

ぬことの注意は岩波文庫版での東明雅氏の解説に指摘される(一九五 『日本永代蔵』が教訓書を標榜しながら、この種のはなしが少なから

|如|| 註印の拙稿。原典は幕府のはあい『御仕置数許帳』六六八―六七二

- 的 盆ിにおなじ。その一九七頁。 
  日本の一九七百。 
  日本の一九七百。 
  日本の一九七百。 
  日本の一九七百。 
  日本の一九七百。
- (日本の) は、というより本稿全体にとってともいえるが、やや似た意図の先行研究に、「巨視的に眺めての西鶴文学における政治の投影」を検討した宗政五十緒「西鶴文学の政治的背景」(『解釈と鑑賞別冊謝座日本文を西額上』至文堂・一九七八)がある。西鶴の生涯を政治・文化の面から五期に分けて、武治主義・禁欲主義・享楽主義・厳格主義・文化の面からある。本稿ではむしろ教訓がたとえば享楽をすすめるか、禁欲をするとの面かとある。本稿ではむしろ教訓がたとえば享楽をすすめるか、禁欲をすると表表のとういう感覚にマッチする作品かという観点をとることをめざしたい。
- 帳』一九六号は貞享四年三月犬に食われた捨子の実例を示す。例を記している(『堺市史第四巻』三二○頁所引による)。『御仕畳裁許例』たとえばルイス・フロイス『日本史』は一六世紀の堺で左様な捨子の
- てるという場で、一般の捨子の例に入らぬと判断している。 『武家籤理物語』五―二の例は戦場逃亡中の妻女が二児の内一児を捨
- 的 『定本西御全集一』の野間光辰氏の解説。
- いへん興味深い。 かの文をかいている(『日本古典全集西鶴全集九』解説所収)のは、ための文をかいている(『日本古典全集西鶴全集九』解説所収)のは、たら 正宗白鳥がこの話に脱帽し、『好色一代男』等にあまり興を抱かない
- の『阿部一族』や『堺事件』のもつ魅力を想起したい。

六)。なお引用文は同番の序文。岩波文庫『武家義理物語』の前田金五郎氏・横山重氏の解説(一九六岩波文庫『武家義理物語』の前田金五郎氏・横山重氏の解説(一九六松田前掲書第三部第二章。原発表は一九五八年。

63 62

包計

本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑を行っただけでの僭越さは、重々承知の上ながら、小稿を存允率の一毛を目にしただけでの僭越さは、重々承知の上ながら、小稿を存允率の一毛を目にしただけでの僭越さは、重々承知の上ながら、小稿を存允率の治慢の故であり、せめて本稿がその御叱正をいただければ幸いである。本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執鑑後に「森